



生物多様性条約と 名古屋議定書

生物多様性条約の 3 つ目の目的である”Access and Benefit-Sharing (ABS)”（遺伝資源の取得の機会及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分）に関する名古屋議定書が、昨年 10 月に発効しました。

現在、関係省庁で日本国内における対応策（国内措置）の検討が進んでいますが、名古屋議定書に基づく国内措置は、大学や研究機関の研究活動に少なからず影響することが予想されます。

このような状況の下、ABS の専門家をお迎えし、生物多様性条約・名古屋議定書についてご講演を頂くことになりました。

【ABS 学術対策チームについて】

国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チームは、文部科学省指導の下、生物多様性条約/名古屋議定書の基本的原則について啓発・推進し、また、遵守実行のための支援活動をおこなっています。

生物多様性条約・ABS セミナー

国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チーム出張セミナー

遺伝資源・生物資源を海外から取得して研究を行なう研究者の方、海外の研究者と共同研究をされている方、またそれらの研究支援に関わる方（産学連携、研究推進、URA、海外連携等の部署に所属する方）が対象となりますが、生物多様性条約・名古屋議定書に関心のある方もご参加いただけます。

【日時】

平成 27 年 9 月 11 日（金） 9:00-12:00

【場所】

京都大学 国際科学イノベーション棟 5F
シンポジウムホール

【講師】 国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チーム
チームリーダー 森岡 一 氏

【参加費】 無料

※ 当日午後 13:30～17:30 に、更に詳しいセミナーを受講したい方向けの講演会（応用編）と個別相談会を予定しています。ご希望の方は、申込時にお申し出下さい。

【申込方法】

参加を希望される方は、9 月 8 日（火）までに、所属、氏名、連絡先（電話番号・メールアドレス）を mta@saci.kyoto-u.ac.jp までご連絡下さい。

【お問い合わせ】

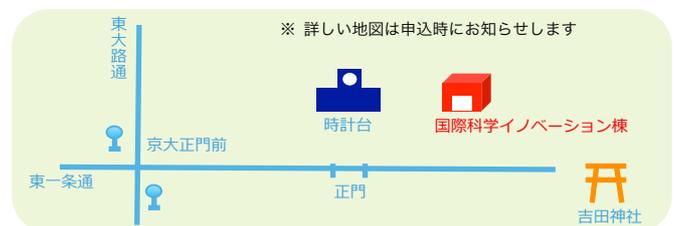
京都大学産官学連携本部 知財・ライセンス化部門
tel: 075-753-5296（谷村・坂田）

【主催】 国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チーム
京都大学産学連携本部 知財・ライセンス化部門

【地図】



地図 QR コード



吉田神社